

平成25年第2回尾張旭市公平委員会議事録

- 1 開催日時
平成25年4月9日（火）
開会 午後2時00分
閉会 午後5時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎2階 203会議室
- 3 出席委員
委員長 黒 澤 佳 代
委員 戸 塚 理 人
委員 岡 本 浩
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
行政課長 木 上 恒 夫
行政課法務文書係長 谷 口 洋 祐
行政課法務文書係副主幹 森 下 佳 美
- 7 会議に付した事件
第2号議案 職員団体の申請書の記載事項の変更登録について
第3号議案 尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
第4号議案 職員相談員の指名の変更について

行政課長	<p>本日は、御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>議事に入ります前に、戸塚理人委員におかれましては、去る3月市議会で再任について承認されましたので、再度4年間公平委員をお願いすることになりました。今後とも、どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>(戸塚委員挨拶)</p> <p>ありがとうございました。</p>
------	--

<p>行政課長</p>	<p>また、4月1日付け人事異動により、事務職員の河村晋が木上恒夫に、田中健一が谷口洋祐に交代となりましたので、よろしくをお願いします。</p> <p>(課長、係長 「よろしくをお願いします。」)</p> <p>本日の議案には、職員団体の役員の役職、氏名及び住所といった個人情報が含まれております。これらの内、役職及び氏名については、この職員団体の機関紙により公表されていますが、住所については公表されておられません。従いまして、住所は尾張旭市情報公開条例における非公開情報に該当しますので、会議中、住所についての発言を控えること及び傍聴者用の資料中、該当部分を黒塗りすることで、会議を公開とすることについて提案させていただきます。また、会議録につきましても同様の取扱いをしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは議事の進行については、委員長をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員3名が、出席しております。</p> <p>地方公務員法第11条第1項に定める定足数を満たしておりますので、ただ今より平成25年第2回尾張旭市公平委員会を開会します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>本日の議案は、第2号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』、第3号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』、第4号議案『職員相談員</p>

<p>委員長</p>	<p>の指名について』の3議案でございます。</p> <p>それでは第2号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』を議題とします。先ほど、事務局から提案がありましたが、第2号議案について会議を公開とすることについて、御異議はありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議がないようですので、第2号議案については、公開とします。</p> <p>それでは議案について、事務局から説明してください。</p>
<p>事務局(係長)</p>	<p>はじめに、配布資料の確認をさせていただきます。先日、5点の資料を郵送させていただきました。①通知文書、②本日の次第、③議案の資料(ホチキス綴じ)、④「尾張旭教育労働者組合規約」(同じくホチキス綴じ)、⑤平成25年第2回尾張旭市公平委員会 関係法令等(A4両面)の資料の5点でございます。</p> <p>それでは、ホチキス綴じの議案資料と、関係法令の2点をお手元に御準備ください。第2号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』、御説明します。議案の資料の1ページです。</p> <p>この案は、地方公務員法第53条第9項の後段で準用する同条第5項の規定により、職員団体の登録申請書の記載事項の変更登録を行おうとするものでございます。</p> <p>関係法令の資料をお配りしておりますので、そちらを御覧ください。</p> <p>下線部分が要旨ですが、登録を受けた職員団体は、その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならないと</p>

事務局（係長）	<p>されています。</p> <p>また、関係法令の資料の裏面ですが、尾張旭市職員団体の登録に関する条例第4条第1項では、登録を受けた職員団体は、その規約若しくは登録の申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会に書面をもって届け出なければならないとされています。</p> <p>これらの規定により、登録を受けている職員団体である、尾張旭教育労働者組合の代表者から届出があったため、変更登録する必要が生じたものでございます。</p> <p>再度、議案の資料を御覧ください。変更登録の内容は2点でございます。</p> <p>変更内容の1点目は規約の変更で、議案としましては、資料の1ページから3ページの上段までの新旧対照表の部分です。資料1ページの第9条にありますように、「分会委員会」を「全員会」に変更するとともに、これ以降の条文中の関連する部分について所要の整備を行っております。</p> <p>なお、団体からの規約変更に係る届及び証明書の写しは、4ページから7ページにかけて添付させていただいております。変更点の2点目は、理事その他の役員に関する事項でございます。</p> <p>当該組合同規約の第15条において、役員は、執行委員長、副執行委員長、書記長、会計が各1名、そして監査委員が2名と定められております。このうち、今回は、監査委員2名が改任され、届出があったものでございます。なお、資料の8ページから9ページに改任届及び証明書の写しを添付しております。</p> <p>以上2点の届出につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますでしょうか。</p>

戸塚委員	1点目の規約についてですが、今回改正する第14条第3項について、これまでの決定方法を、出席者の3分の2以上の賛成によって決定する方法に変更する理由は何ですか。
事務局(森下)	職員団体から変更の届け出を受け付けましたときに、組合員数が減少しており、合理化を図るために変更すると聞いております。実際には、昨年度から2名減少しています。
戸塚委員	そうですか。しかし、この改正では、地方公務員法の第53条第3項の規定に合致しなくなってしまうのではないですか。
委員長	ただ今の戸塚委員からの御意見について、皆様いかがでしょうか。
事務局(係長)	お手元の関係法令等の資料をご覧ください。地方公務員法第53条第3項には、職員団体の重要な行為を決定するのに必要な手続が規定されていますので、御確認ください。
委員長	なるほど、確かにそのように規定されています。そうしますと、このまま変更登録すると地方公務員法に違反した規約になってしまいますね。
行政課長	それでは、この件につきましては、事務局から職員団体へ説明することといたします。
委員長	分かりました。職員団体がよく理解できるように説明してください。 規約の変更について、その他に御質問等がありますでしょうか。 (「質問なし」の声あり) 御質問はないようです。 それでは、尾張旭市教育労働者組合の規約については変更登録しないことについて御異議はございませんか。
委員長	(「異議なし」の声あり)

<p>委員長</p>	<p>御異議がないようですので、尾張旭市教育労働者組合の規約については変更登録しないこととします。</p> <p>2点目の理事その他の役員に関する事項について、御質問はございませんか。</p> <p>(「質問なし」の声あり)</p> <p>御質問はないようです。</p> <p>それでは、尾張旭市教育労働者組合の理事その他の役員に関する事項の変更について御異議がないようですので、変更登録することとします。事務局で通知及び登録簿への登録をお願いします。</p> <p>続きまして、第3号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』に移ります。事務局から説明してください。</p>
<p>事務局(係長)</p>	<p>それでは、第3号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』を、御説明いたします。資料の10ページを御覧ください。</p> <p>この案を提出いたしますのは、平成25年4月1日付けで施行されました尾張旭市行政組織規則の一部改正に伴い、当該公平委員会規則において、関連する部分などについて、所要の改正を行おうとするものでございます。</p> <p>改正点は3点で、</p> <p>1点目は「部次長」と「技監」の間に、新たに部次長級の職として設けられた「監」という職を追加するものです。4月1日から、防災等を担当する「総務部災害対策室」に「災害対策監」が配置されております。</p> <p>2点目は、3行下ですが、こちらも4月1日から市長の直轄</p>

事務局(係長)	<p>部署として新たに設置されました「総合推進室」に副主幹が配置されたことに伴う改正です。</p> <p>3点目は、その2行下、企画課企画係長を追加しようとするものでございます。</p> <p>2点目の総合推進室の副主幹、3点目の企画課企画係長につきましては、いずれも係長級の職員でございますが、その職務の内容をみますと、職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当しますので、今回、管理職員等に加えようとするものでございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますでしょうか。</p>
岡本委員	<p>今回新たに追加される「監」は、事務系の職ですか。</p>
行政課長	<p>はい。以前追加された「技監」は技術系でしたが、「監」は事務系です。</p>
委員長	<p>他に御質問はありますでしょうか。</p> <p>(「質問なし」の声あり)</p> <p>御質問はないようです。</p> <p>尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正することについて、御異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議がないようですので、尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正することとします。</p> <p>続きまして、第4号議案『職員相談員の指名について』を議題とします。</p> <p>議案について、事務局から説明してください。</p>
事務局(係長)	<p>第4号議案『職員相談員の指名について』御説明します。</p>

事務局(係長)	<p>11ページを御覧ください。</p> <p>この案は、『尾張旭市職員からの苦情相談に関する規則』第3条の規定により、苦情相談を受けて処理する者として指名する「苦情相談員」について、人事異動に伴い、変更するため必要があるからでございます。</p> <p>公平委員会の事務職員3名のうち、平成25年4月1日付け人事異動により、解任されました河村晋及び田中健一に替わり、新たに木上恒夫と谷口洋祐を指名しようとするものでございます。</p> <p>なお、こちらの事務職員 森下佳美は、引き続き担当しますので、職員相談員は、これまで同様3名となります。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明内容等について、御質問はございませんか。</p> <p>(「質問なし」の声あり)</p> <p>御質問もないようです。職員相談員の指名について、御異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議もないようですので、議案のとおり職員相談員を変更することとします。</p> <p>これで全ての議案につきまして終了しました。次第3の「その他」に移ります。委員の皆様方から何かございますか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>事務局からは何かありますか。</p>

行政課長	特にございません。
委員長	それでは、これを持ちまして、平成25年第2回尾張旭市公平委員会を閉会いたします。
行政課長	(お礼の挨拶)